

三重県主要農作物種子条例（仮称）素案

（※括弧内の記述は、各項目の説明です。）

1. 目的

この条例は、主要農作物の種子生産等に関し、県及び関係機関の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、これにより、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食料の供給に寄与することを目的とする。

○条例の目的を規定します。

2. 定義

【主要農作物】

稲、麦類（小麦、大麦、裸麦）、大豆。

【種子管理団体】

「採種計画」を策定し、計画に基づいた種子の生産、調達および供給のほか、需給の調整、備蓄を行う県が指定した団体。

【種子生産者】

主要農作物の種子を生産する者。

【種子生産関係団体等】

主要農作物種子の生産に関係する機関および農業者団体。

○条例における用語の定義を規定します。

3. 責務・役割

【県】

主要農作物の優良な種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策を策定、実施する。

【種子管理団体】

主要農作物種子の需給を把握し、優良な種子の安定的な供給を行う。

【種子生産者】

種苗法（平成10年法律第83号）に基づく生産及び調整に係る基準を遵守するとともに、主要農作物種子の適正な栽培を行い、優良な種子の安定生産に努める。

【種子生産関係団体等】

県が実施する主要農作物の種子生産に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して適正な栽培を指導するとともに、種子生産者の確保及び継続的な種子生産が行える体制の整備に努める。

○目的に掲げている主要農作物の優良な種子を将来にわたって安定的に供給するため、県および関係団体等の役割を規定します。

4. 主要農作物の種子の生産に関する事務

【奨励品種の決定】

知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（以下「奨励品種」という。）を決定する。

【採種計画】

種子管理団体は、毎年度、主要農作物種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「採種計画」という。）を策定し、知事に提出し、承認を受ける。

【原種及び原原種の生産】

県は、主要農作物の原種ほ及び原原種ほ等を設置し、主要農作物の原種及び原原種の生産を行う。

【種子生産ほ場の指定】

知事は、主要農作物の種子を生産者が経営するほ場を、承認した採種計画に沿い、生産者からの申請に基づき指定種子生産ほ場として指定することができる。

【種子生産ほ場の審査】

- ・指定を受けた種子生産者は、種子としての品質を確保するため、県が実施する次に掲げる審査を受けなければならない。
 - ① ほ場審査（種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、生育状況等について知事が行う審査。）
 - ② 生産物審査（種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について知事が行う審査。）
- ・審査は、種子生産者からの請求により行い、審査証明書を交付する。

○主要農作物の優良な種子を将来にわたって安定的に供給するため、「三重県主要農作物採種事業実施要綱」等に基づき実施している取組等を規定します。

5. 主要農作物の種子の生産にかかる支援

県は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

○主要農作物の優良な種子を安定的に供給するため、種子生産者等に対して必要な助言等を行うよう規定します。

6. 品種の開発

- ・ 県は、県に蓄積された知識、技術および経験を活用して、県内の気象、土壌その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発をするよう努める。
- ・ 県は民間団体と協力して、需要に的確に対応した品種開発に努める。

○県内での栽培に適した品種、および民間団体と協力し、需要に対応した品種を開発することを規定します。

7. 在来種等の活用

県は県内で従来から生産されている、主要農作物の在来種等の活用について、技術的援助、情報の提供、助言などに努める。

○県内の各地域で従来から栽培されている「在来種等」について、地域振興などの目的で活用を図るため、地域からの要請に対して必要な支援を規定します。

8. 財政上の措置

県は、主要農作物の種子生産に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

○県の施策を推進するために、人員の確保等、必要な財政上の措置を講ずることを規定します。